

議 事 録 抄 本

令和 5 年 3 月

福崎町農業委員会

令和5年3月農業委員会議事録抄本

日 時 : 3月20日(月) 14:52～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
8番 牛尾 敏博	13番 鍛示 幸弘

【署名人】

4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
----------	----------

(議 長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 3 月定例会を開催します。

本日の欠席はありません。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議 長) 異議なしということで、

4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第 52 号から議案第 59 号に至る計 8 議案、報告事項 2 件について審議願います。今回は議案 52 号から 58 号までの移動や転用等に係る議案・報告に係る審議採決を先に行い、後で議案 59 号の審議採決をおこないます。ではいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第 52 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明) 2 件

議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 2 件

議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

(委員会許可) 1 件

議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1 件

議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の所有権移転届出について

(委員会受理) 1 件

議案第 57 号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について

(委員会受理) 1 件

議案第 58 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について

(委員会受理) 2 件

議案第59号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について

1 件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

2 件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

2 件

令和5年3月議案説明

議案第52号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

7番：資料1ページ・2ページをご覧ください。願出地は西谷区にある順教寺より北西約120mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。駐車場や庭として利用されています。

この願出地については、平成3年の航空写真にて住宅用敷地として利用されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

8番：資料3ページ・4ページをご覧ください。願出地は小倉公民館より南約60mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。建物があることがわかります。自治会が精米所等に利用しています。

この願出地については、平成11年の航空写真にて建築されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

議案第57号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について
(委員会受理)

議案第53号20番、第57号2番：資料5ページ・6ページをご覧ください。同一箇所での申請のため合わせて説明します。申請地は、西大貫の交差点の南西約300mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。申請地は現在も〇〇さんが耕作しています。

周辺が田であり、畑をするために地上げを行う予定で地目転換届が出ております。露地作物は麦や大豆、パイプハウスを設置し葉物野菜を作付けする予定です。

農機具も所有しており、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

21 番：資料 7 ページ・8 ページをご覧ください。申請地は、吉田公民館の南西約 150m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。関連は議案第 58 号 5 番です。残存小作権が設定されていましたが、今回の申請に合わせて合意解約の通知が出ています。

農機具は〇〇さんがご兄妹より借りる予定であり、下限面積は次の議案第 54 号 22 番と合わせ 3,000 m²以上となっており、問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について (委員会許可)

22 番：資料 9 ページ・10 ページをご覧ください。申請地は、播州倉庫の南西約 100m、及び八千種研修センターにの南東約 140m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は使用貸借権の設定です。〇〇さんと〇〇さんはご兄妹であり、貸借後は水稻を行う予定です。

農機具は借りる予定であり、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (知事許可)

26 番：資料 11 ページ・12 ページをご覧ください。申請地は、福崎東中学校の北に位置しています。地籍図・写真・計画配置図をあわせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。受け人の〇〇は東部工業団地内に事務所があり、事業の拡大に伴い、職員の駐車場を確保するために今回の申請が出てきました。

資金を満たしており、周辺に農地がなく、農地に及ぼす影響もないと考えられるため、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転届出について (委員会受理)

13 番：資料 13 ページ・14 ページをご覧ください。届出地は、福崎南インター交差点の南西約 100m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図をあわせてご覧ください。

この届出は、譲受人の〇〇さんが家を建てるために転用するものです。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第 5 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第 58 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について

(委員会受理)

4 番：三木穴栗線の拡幅に伴う解約が出ています。

5 番：議案第 53 号 21 番で説明した通りです。

議案第 59 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成については先にご案内した通り後で説明させていただきます。

農業委員会法が改正され、4 月 1 日より施行されます。いままで指針の作成は努力義務でしたが、今回の改正にて定めなければならないと変更されたため事務局にて案を作成しました。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が 2 件出たことを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

都市計画法第 29 条による『都市計画法施行規則第 60 条証明』のための営農証明を 1 件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 1 件計 2 件発行したことを報告します。

説明は以上となります。

(議 長) 議案第 52 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 2 件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 7 番：願出地は、西谷区にある順教寺より北西約 120m に位置しています。
現地では、庭木と建物が建っていることを確認しました。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

8 番：願出地は小倉公民館より南約 60m に位置しています。
現地では、精米所として使用していたことを確認しました。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 52 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認

認 2件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認2件のうち1件及び議案第57号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出1件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 加瀬澤智昭委員 退席 >

(議 長) 議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認2件のうち1件及び議案第57号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 議案53号20番、57号2番：同一地のため、合わせて現地報告を行います。申請地は、西大貫の交差点の南西約300mに位置しています。

現地では、麦の作付けをされていることを確認しました。

現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認2件のうち1件及び議案第57号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。

議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認2件のうち1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認2件のうち1件1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認2件のうち1件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第57号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第57号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第57号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出 1件について、受理することといたします。

< 加瀬澤智昭委員 着席 >

(議長) 議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認21番の1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 21番：申請地は、吉田公民館の南西約150mに位置しています。
現地では、水田として耕作されていたことを確認しました。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認21号の1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 議案第54号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認

1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 22番：播州倉庫の南西約100m、及び八千種研修センターにの南東約140mに位置しています。

現地では、きちんと耕作されていることを確認しました。

現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第54号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第55号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 26番：申請地は、福崎東中学校の北に位置しています。

現地では、水田にするためにきちんと耕作されていることを確認しました。

事務局説明のとおり、受け人の〇〇が露天駐車場とするために転用するものです。

現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第55号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第56号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出 1 件について、現地調査済みですので報告願います。

(牛尾委員) 13番：届出地は、福崎南インター交差点の南西約100mに位置しています。

現地では、市街化区域の農地として活用されていることを確認しました。

事務局説明のとおり、譲受人の〇〇さんが家を建てるために転用するものです。

市街化区域であり、周りも住宅地のため、周辺に及ぼす影響はないと調査班では判断しました。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第56号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第52号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第52号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第52号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 2件について、証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 21番の1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第54号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第54号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので議案第54号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第55号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第55号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第55号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第56号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第56号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第56号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出 1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知 2件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) それでは冒頭に説明した通り、議案59号について事務局から説明をさせていただきます。

(事務局) 議案第59号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について説明させていただきます。

農業委員会法が改正され、4月1日より施行されます。いままで指針の作成は努力義務でしたが、今回の改正にて定めなければならないと変更されたため事務局にて案を作成しました。別紙の説明資料をご覧ください。

<別紙にそって説明>

(議 長) 事務局説明の議案第59号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について質疑はありませんか。

(城谷委員) 集積率の話だが、担い手に個人は入っていないのか。

(事務局) 認定農業者と人・農地プランの中心経営体に位置付けられた経営体であれば担い手として数値に入っています。それ以外の個人の方は入っていません。

(城谷委員) その個人の人はく奪して集積しろと言っているような気がする。片方では半農半Xといいながら、片方では集積しろと言って。耕作されているかされていないか、また経営がなりたつか。国の施策として私は非常に理解しがたい。担い手になる要件もあるだろう。働き方改革で余暇時間ができても、こうだと入りにくくなる。これは農業会議の希望かな。

(事務局) 国です。農水省が進めています。集積率80%が令和4年度までの目標だったんですが、集積が進んでいないので進めていけということになってます。

(城谷委員) 1町とか2町やっている人を逆に切り捨てている気がする。

(事務局) 委員が言われるとおりなのですが、半農半Xなどは下限面積の撤廃などという施策で両方建てでやろうとしています。国が示す指針を定めていないと、後々農業委員が活動されるときに最適化交付金が交付されないというような状況にもなりかねないので、半強制的に指針を定めなければならないということになっています。

(城谷委員) 目標を低く定めていたら国はなんか言いますか？

(事務局) わからないところもありますが、点数をつけられて高い点数だったら交付金が多く交付されるとかいう仕組みになっていきそうです。この指針もあまりに低い目標を定めていると言われると思うので、妥当な根拠を盛りつつ事務局で作成させてもらってます。

(城谷委員) 高い目標を定めて達成されなかったらペナルティはあるのか。

(事務局) ないとは思いますが、交付金が少なくなるということはあると思います。

(城谷委員) 法人化しているところに対してどのようにしているかが、これではなかなか見えないですね。

(議長) 誰かほかに質問や意見等ありましたらどうぞ。

(三木委員) 議案59号というのはこちら（議案書を示す）のことですよ。

(事務局) 農業委員会等に関する法律の第7条がこのように変わりますということでつけていますが、案としては説明資料になります。こういう風に直したら承認できる

とかいうことがあればご提案いただければと思います。こういうものに基づいた案がいいということであれば修正いたします。

(三木委員) 今日は難しいのではないかな。これはいつまでに作らなければいけないのか。

(事務局) 4月1日です。

(三木委員) 今月中に作らないといけないということですね。中身が難しい言葉だから、福崎町の指針をこうやって定めて、各地区はこれに基づいて地域計画を定めてくださいということになるのじゃないか。

(事務局) これは農業委員が活動するための計画なので、地域計画とは全然別のものです。これは今後10年間の農業委員会が活動するための指針です。

(三木委員) 管内の農地面積とか集積面積とかは地区計画に入れるでしょう。それを足していったらこの数字にならないことになるのではないかな。地域計画に即したものになる必要があるのではないかな。皆さんにこういう地域計画をたてないといけないということを周知してもらわないといけない。地域計画をたてる時にこういう計画も盛り込んでくださいよということを。具体的な目標とかをみんなが納得してもらわないと次に進まない。いいことは書いてあるのだが、みんながわからないと。地元と皆さんとここにいる皆さんと。P17に集積集約化とあるが皆さんわかっておられるか。

(事務局) ほ場整備に関わっておられる方以外はなかなか難しいとおもいます。

(三木委員) そういうこともちゃんとしておかないと、なんのことだとなる。いいことは書いてあるのだが、みんながわかるようにしておかないと次ができない。地域計画は農業委員だけでなく区長や、村の役員が入ってもらわないといけない。そのときにちゃんと説明できるようにしておかないと思います。

(宮川委員) 三木委員が言われているのは、いま集積している状態が300haといっておられるでしょう。5年後に集積は320ha、もっとになるかもしれないでしょう。山崎は36haある。ただ今担い手が6割ほど持っているからその残りを集積しないといけない。

集積率でいえば、山崎がやって、今度手を挙げている村がやればもっと集積率は上がるでしょう。営農組合など法人化された担い手を倒産させないようにするが、農業委員会に課せられら責務だと思う。できないではすまされないから、何とかしないと。

(事務局) 地域計画は全部の集落が定めるわけではないのでこれとは絶対に整合しません。

集積率がいくらで、遊休農地がいくらというのはまた別問題になります。地域計画は市街化区域のみの地区は作成しないため、最大でも28集落になります。地域計画で保全区域というのを定めて所有者の意向も聞きつつ補助的な農地にするか、林地にしてしまうか。遊休農地もこんなに減らないかもしれないが小さくする指針を決めないと通らないので、むずかしいですけど、机上論で決めないと。

(城谷委員) 現状でしか考えられない。想像はしないといけないだが。そうだったら国の施策に合うようにもっと率を上げてもいいのではないか。それで福崎町がよく判断され皆さんに還元されるのなら。

(事務局) 5年間で約60haの集積があり、高岡福田地区で40ha、その残り20haのため5年で約20ha増える設定にしています。次は山崎地区になるのだが、10年後に山崎地区が完成しているかというところがあるので、予測のもとにやっています。

(城谷委員) わかりました。

(加瀬澤委員) 管内の農地は減っていった。林地にするとか、市街化で転用されるとかで減っていった、条件としてはいい田が残っているということですね。

そのうえで遊休農地を減らしたり、集積を進めていこうということですね。それでは無理な面積ではないのか。後は人的な問題で。若い人も入ってこられているし。

(事務局) 水田で入ってこられる方だと面積は増えるのですが、この頃新規就農される方は高収益作物で入ってこられる方が多いので、面積的にはそんなに増えないと思います、この数字としています。

(宮川委員) 話はそれるが、畔シートを張って鉢を置いてブルーベリーとか果樹を栽培するのは畑化になるのか。

(事務局) 地上げして、水口をふさいでということがなくそのまま使うのであれば、シートさえはがせばまた水田として使えるので要らないと思います。直植えするのならいいと思います。そのものをのけたときにすぐ使えるかどうかによります。

(加瀬澤委員) 新規参入の推進目標で、私が法人化しても新規参入にはならないんですよね。

(事務局) なりません。新規就農したいという人がいらっしゃれば、まとまった面積が集積できるようにお手伝いをお願いしたい。

(宮川委員) 早期に撤退されたら困る。こういう対策は。撤退されたらお前が見ろといわれる田もある。

(事務局) 誰かに貸したいという田を地域計画で定めることもあります。

(宮川委員) 下限面積が撤廃になるということだが、加瀬澤さんみたいにちゃんとしてくれたらいいが、パッと町外へ出られたら恐ろしい。

(加瀬澤委員) 私も三年目くらいまでは農区長さんなどに間に入ってもらった。受け入れ側の覚悟も必要だ。

(事務局) ここでいうのは認定新規就農者であって、何時間働いてとか収入とか細かく審査されて認定される就農者です。皆さんのご心配はよくわかりますが、ここでいう新規就農者はもっとゆるい形です。

(議長) みなさんから色々意見は出てますが、こういう目標を定めて指針として出すわけでしょう。この指針目標に向かってのどういうプロセスはまた協議していきましょうということですか。

(事務局) これは10年間の指針で、それとは別に年度ごとに、最適化に係る目標を設定します。毎年目標を作り、10年後にこの指針の達成を目指します。

(議長) 地域計画と目標が別個やというのは納得できない。今言われたことをしようと思ったら各集落で策定にかからないと、毎年の目標の設定・見直しができない。私はこの地域計画が先にありきだと思うが。この指針を4月1日にださないといけないなら仕方ないが。積み重ねていった結果が福崎町の進んでいく方向性・指針になると思う。

(事務局) 国はこの4月までに指針を出しなさいという方向ですし、R4年度は地域計画の周知、5、6年度で作りなさいということになっている。どうしても2年間のギャップがある。また地域計画は町全体ではないので地域計画を全部合わせてもこの数値にはならない。また地域計画を進めていく上で集積が進んで、目標と乖離が出てきたということになれば指針を修正したらいい。今のところは事務局が言うように進めさせてもらって後々修正していきますという方向になると思う。

(議長) 見直しをかけていくという文言があるからそれはそれでいいが。議案ということであがっているのなら採決を取らないといけないんでしょう。

そうしたら皆さん、あと意見求めますが、大まかな指針として採決を取らせてもらいます。付帯事項はこうですともう書いてあるので言いませんが、基本的にはこの数字が現場としては乖離があるかもしれませんが、年度で見直しをかけていくということで。ご意見がなければ採決をしたいと思いますがご意見ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第59号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 1 1 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第59号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について、案の通り作成することといたします。

< 1 6 : 2 7 終了>

○次回農業委員会開催日・・・4月20日（木）15時00分から

署 名 人	
署 名 人	